

改正土壤汚染対策法と愛知県・名古屋市条例等改正説明会における質問への回答

社団法人 日本土木工業協会 中部支部
社団法人 愛知県建設業協会

- ★ このQ&Aは、平成22年4月27日（火）13時30分から行われた改正土壤汚染対策法ならびに関連する愛知県条例、名古屋市条例の説明会において、会場より回収した質問票をとりまとめ、愛知県環境部水地盤環境課、名古屋市環境局地域環境対策課の協力を得て、編集したものです。
- ★ ここに示すQ&Aの内容については、愛知県及び名古屋市の監修を得ていますが、その他の自治体では見解が異なる場合も考えられますので、このQ&Aを参考として、関係する自治体の見解も確認してください。
- ★ この内容に関する略語については、以下のとおりです。
法：土壤汚染対策法
県条例：（愛知県）県民の生活環境の保全等に関する条例
市条例：（名古屋市）市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
- ★ この内容に関する問い合わせは、以下のとおりです。
社団法人 愛知県建設業協会 TEL：052-243-0885
FAX：052-242-4194
担当：環境アドバイザー 鬼頭正克

目	次	
		1
0 改正土壤汚染対策法の概要		2
I 土地の形質変更範囲、一定規模（3,000m²）の考え方		3
II 土地の形質変更の届出について		6
III 土地の履歴調査について		7
IV 調査命令について		8
V 要措置区域と形質変更時届出区域の区別について		9
VI 汚染土壌搬出について		10
VII 指定区域から搬出する廃棄物について		13
VIII 罰則について		13
IX ガソリンスタンドの跡地について		14
X その他		15
（参考）行政担当窓口 お問い合わせ先		18

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）
- ・一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（第14条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

① 要措置区域（第6条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）
- 土地の形質変更の原則禁止（第9条）

摂取経路の遮断が行われた場合

② 形質変更時届出区域（第11条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

- 土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理の委託義務に違反した場合の措置命令）
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度、処理基準、改善命令、廃止時の措置義務

その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）
- ・改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日より施行

※下線部が改正内容

[戻る](#)

I 土地の形質変更範囲、一定規模（3,000m²）の考え方

Q-1

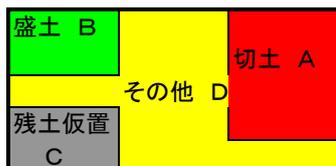
一定規模（3,000m²）の考え方について、法、県条例、市条例それぞれ教えてください。

A-1

法においては、実質的に改変される面積を指し、実際に切土（掘削）、盛土される面積及び残土の仮置き場所も含めた合計面積を対象とします。

県条例では、平成22年10月1日以降、法と同じ考え方になりますが、同9月30日までは改変面積ではなく事業区域（工事区域であって、敷地面積ではないことに留意してください。）を対象としています。名古屋市は、平成22年4月1日付けで、市条例に基づく土壤汚染等対策指針が改正され、法と同じ考え方になっています。

（参考図を以下に示します。）・・・左記、図を転用



法・市条例の面積：A+B+C

県条例の面積　：A+B+C+D　（工事区域）・・・平成22年9月30日まで
　　　　　　　：A+B+C　　・・・・・・・・・・平成22年10月1日から

Q-2

盛土のみで3,000m²以上施工する場合、法で規定する土地改変に該当しますか。

A-2

法の規定には該当しませんが、名古屋市を除く愛知県内においては、愛知県条例により3,000m²以上の土地改変に該当し平成22年9月30日までは、県知事への届出が必要であり、平成22年10月1日以降は法と同じ考え方となります。

Q-3

法による土地の形質変更の届出を要しない行為とは何ですか。

A-3

法による土地の形質変更の届出を要しない行為として以下があります。

軽易な行為、その他の行為であって

1 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壌を区域外へ搬出する

ロ 土壌の飛散・流出を伴う

ハ 最大掘削深さが50cm以上（一部のみ50cm以上となる場合でも、全体が対象となります。）

2 農業を営むために通常行われる行為（1-イに該当する場合を除く）

3 林業の用に供する作業路網の整備（1-イに該当する場合を除く）

4 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

Q-4

道路工事、鉄道工事、造成工事等の大規模工事の場合、工区割りや施工時期が異なることが多くあります。この場合の3,000m²は、それぞれの工区毎と考えてよろしいですか。

A-4

質問内容だけでは、一概に判断できません。同一の事業計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、事業主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000m²以上になる場合は、まとめて一の行為と見るので届出対象となる場合があります。従って、個別、具体的な事例で事前に行政に相談することをお勧めします。

Q-5

工場内で、工場の増築、社員の駐車場、工場内の緑地などの計画があり、発注者は同じであっても工事の元請業者がそれぞれ別業者の場合の3,000m²は、元請業者毎と考えてよろしいですか。

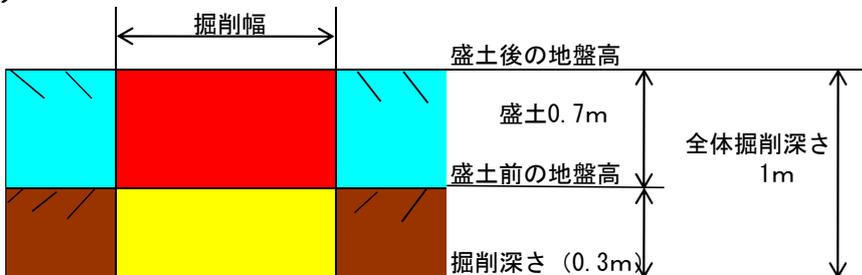
A-5

基本的な考え方はA-4と同じで、元請業者毎ではなく、発注者となります。しかし、届出義務者は、その施行に関する計画の内容を決定する者となりますので、当該計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかにより、判断されます。従って、個別、具体的な事例で事前に行政に相談することをお勧めします。

Q-6

地盤が低いため、搬入土などで70cm盛土し、計画地盤より高くなった地盤から最大1m掘削する場合、掘削深さは1.0m、0.3mのどちらと考えるべきですか。

(参考図)



A-6

原則、掘削の深さは、盛土を行う前の現地盤面からの深さとします。この場合は30cmの掘削と考えられますが、盛土、掘削が一つの工事内で行われる場合や盛土後、一旦時間をおいて施工する場合などで、判断が分かりますので、具体的事例で行政に相談してください。

Q-7

掘削場所と残土仮置き場所が遠く離れている場合、仮置き場所面積を合算するのですか。

A-7

該当する工事に伴う残土の仮置き場所であれば、基本的には距離に関係なく合算する必要があります。しかし、状況によっていろいろ想定されますので、個別事例で行政に相談してください。

Q-8

トンネル、シールド工事等における土地の形質変更範囲の考え方を教えてください。

A-8

トンネル、シールド等地下掘削を伴う工事については、トンネル部分を対象範囲から除外し、地表面に接する開口部の平面的な投影部分の面積を形質変更面積とします。

具体的には、以下のような開削部分が該当します。

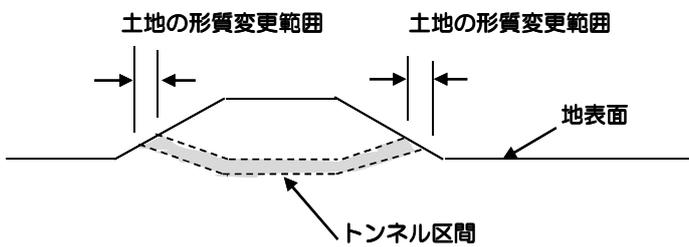
- ・ 坑口、立坑及び人坑等の掘削部
- ・ 開削トンネル 等

ただし、工事に伴う乗り入れ道路、基地などが必要な場合に、その部分に掘削、盛土があるときは、その面積も合算します。

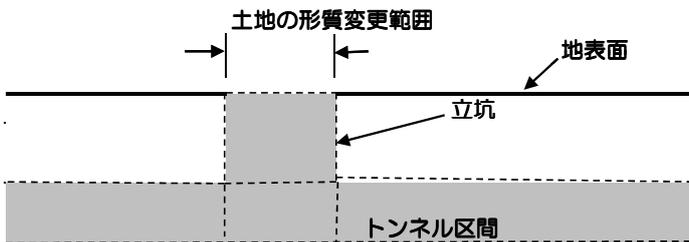
又、トンネル等の開口部については、当該部分を平面図に投影した部分の面積をもって判断します。

(左図挿入)

{山岳トンネル等}



{シールド工事、推進工事等}



[戻る](#)

Ⅱ 土地の形質変更の届出について

Q-9

法による土地の形質変更の届出は、いつまでに行わなければなりませんか。

A-9

届出は、土地の形質変更に着手する30日前までに行う必要があります。
着手する日とは、土地の形質変更（切土、盛土等）を行う日を指し、契約事務や設計等もとより仮囲いなどの準備工事は含みません。
尚、条例の報告については日数を定めていませんが、なるべく、法の届出と併せて行ってください。

Q-10

土地の形質変更の届出を、30日より早く60日前に行ってもいいですか。

A-10

30日前までの届出を規定していますので、60日前でも届出は可能です。

Q-11

建設工事における形質変更の届出者は県条例及び市条例では発注者、受注者（元請け）のうち、発注者を届出者としていますが、法による3,000m²以上の形質変更の届出者は誰になりますか。

A-11

基本的には発注者が届出することになります。
当該施工に関する計画内容を決定する者とし、建設工事の発注者と受注者（元請け）の場合は発注者が該当し、土地の所有者とその土地を借りて開発等を行う開発業者等の場合は開発業者が該当します。

Q-12

法の3,000m²以上の土地の形質変更の届出は、公共工事・民間工事を問わず必要ですか。
また、県条例、市条例の届出も必要ですか。

A-12

法による届出は、公共工事、民間工事を問わず必要です。
県条例、市条例にも該当するため、法の届出と同時に条例による報告も必要です。

[戻る](#)

Ⅲ 土地の履歴調査について

Q-13

県条例、市条例の場合、土地の履歴調査結果を報告する義務がありますが、法の場合、土地の履歴調査は必要ありませんか。

A-13

法の上で、履歴調査は義務付けられていません。
ただし、愛知県、名古屋市においては、法、条例の両方が適用されるため、条例の規定により、従前どおり、履歴調査を実施し、その結果を報告する必要があります。

Q-14

履歴調査は、具体的に何を調査すればいいですか。

A-14

調査にあたっては、当該土地における過去の特定有害物質等取扱事業所設置の有無を過去の地図、航空写真、登記簿謄本等の情報により、調査実施者が容易に入手できる範囲内で把握することとなっています。
尚、改変予定地で過去に設置されていた工場等が、特定有害物質等を取り扱っていた可能性があるときは、当該工場等の設置者等に対する台帳類及び資料の閲覧、聞き取り等により、改変予定地における特定有害物質等の取扱い状況を把握します。

また、対象地において実施したことのある土壌調査、地下水調査の結果、敷地の造成方法等についても入手、整理することとなっています。さらに、この調査結果は、法第4条第1項の届出に併せて土地改変に着手する日の30日前までに、報告することを薦めます。

Q-15

土地の履歴調査は、何年前まで遡らなければいけませんか。

A-15

条例では、何年前まで遡るとの規定はありませんが、概ね1945年頃まで調べることができていればよいと考えます。
(原野や山林、海面、農用地であったこと等を確認できれば、それ以前について遡る必要はないものと考えます。)

Q-16

軍の工場跡地を昭和27年ごろ、買い取った土地（機関銃や風船爆弾を製造していたと聞いている）で、3,000m²以上の改変を行う場合、地歴はどのように調査しなければなりませんか。

A-16

基本的にはA-14及び15のとおり、過去の特定有害物質等取扱事業所設置の有無などを過去の地図、航空写真、登記簿謄本等の情報や関係者からの聞き取りなどにより、把握することとなっています。
昭和27年ごろの書類は、ほとんど残っていない場合もあり、知り得る範囲の情報を古老など関係者への聞き取り調査を行ってください。なお、履歴調査は指定調査機関に依頼することをお勧めします。

Q-17

報告された土地の履歴調査は、どのように利用されるのですか。

A-17

行政が法第4条第2項に基づく調査命令の必要性を判断する場合の参考資料となります。
一方、名古屋市条例においては、事業者が自ら土壌汚染のおそれを判断する資料としており、汚染のおそれがある場合には、名古屋市条例（第57条第2項）に基づき土壌調査を実施する義務が生じます。

[戻る](#)

IV 調査命令について

Q-18

土地の形質変更の届出をした場合、調査命令が発せられるのはどんな時ですか。

A-18

法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうち、掘削部分であって、次のいずれかに該当することが、届出書等の公的資料で確認でき、土壤汚染状況調査が必要であると行政が判断したときに調査を命ずることができることとされています。

- ① 指定基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散、流出、地下浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造、使用、処理する施設の敷地である（あった）土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を貯蔵、保管している（いた）工場等の敷地である（あった）土地
- ⑤ 上記①～④までと同等程度に特定有害物質によって、基準に適合しないおそれのある土地

Q-19

着手30日前までに土地の形質変更の届出を行うこととなっていますが、調査命令の発出はいつまでに行われますか。

A-19

調査の必要がない場合の通知はありませんので、着手予定日になっても県、市から連絡がなければ、予定どおり着手して構いません。

調査が必要とされる場合は、工程への影響も配慮されて、早めに連絡があるものと思われま

す。また、調査命令によって工程に大きな影響が出ることも想定されますので、計画が立てられた段階で、30日より前（40日でも60日でも）であっても、できるだけ早く、届出されることをお勧めします。

Q-20

調査命令は、具体的にどのような内容になりますか。

A-20

調査命令の内容は、調査の対象となる

- ① 土地の場所
 - ② 特定有害物質の種類並びにその理由
 - ③ 報告を行うべき期限
- が、書面により知らされます。

また、土壤及び地下水の調査結果、地歴調査の実施に有用な情報があれば、併せて通知されます。

尚、調査場所には盛土部分は含まず、掘削部分のみが対象となります。

調査命令を受けた場合は、異議申し立てをすることが出来ます。

Q-21

法第5条で、「土壤汚染により人の健康に係る被害があると都道府県知事が認める場合、当該土地の所有者等に対し、調査を命じることが出来る」とありますが、どのような土地が該当しますか。

又、調査命令が出た土地は公表されますか。

A-21

調査を命じる判断は、その土地で現に土壤汚染が明らかとなっているか、近隣で地下水汚染若しくは土壤汚染が明らかであり、かつ、汚染状況や土地の地歴等からみて近隣の汚染原因がその土地にあると認められ、その汚染により人の健康被害を生ずるおそれがある場合に命令が発出されます。

形質変更時の調査命令とは異なり、全ての土地が対象となる一方、汚染が存在する蓋然性のみで発出するものではありません。

なお、法第5条の規定により調査命令を発出する場合、健康被害を生ずるおそれの程度等から判断し、緊急性が高い場合は公表されることもあります。

Q-22

3条、4条、5条において調査を行う場合、土壌汚染のおそれを履歴調査で把握し、特定有害物質の種類を特定するとありますが、「おそれあり」と判定された場合に調査を行う対象物質は、特定した有害物質のみでいいですか。

名古屋市周辺では、砒素、フッ素、鉛等の自然由来で指定基準を超過することが多くありますが、それらの物質を含めなくていいですか。

A-22

原則として、地歴調査で特定された特定有害物質を考えています。周辺で自然由来の可能性が高い土壌汚染がみられることのみをもって、汚染のおそれがあると判断し、調査対象とするまでの必要はないでしょう。

ただし、調査対象地と同じ埋立て材により一体的に造成された土地で、汚染が明らかとなっている場合は、調査対象物質と判断される場合もありますので、具体的事例で行政に相談してください。

[戻る](#)

V 要措置区域と形質変更時要届出区域の区別について

Q-23

要措置区域、形質変更時要届出区域の定義を教えてください。

A-23

要措置区域とは、当該区域の土壌汚染について、直接摂取又は地下水などを介した摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要と判断される区域です。

その措置内容は次のようになります。

- ・ 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示
- ・ 土地の形質変更の原則禁止

形質変更時要届出区域とは、周辺で地下水の飲用がないなど、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域含む）を指します。

この場合には、直ちに汚染の除去等の措置は不要ですが、土地の形質変更時には都道府県知事へ計画の届出が必要となります。

また、要措置区域、形質変更時要届出区域ともに、汚染土壌の搬出時には、事前の届出、運搬基準の遵守、汚染土壌管理票の使用ならびに汚染土壌処理業者へ搬出することが義務付けられています。

Q-24

要措置区域と形質変更時要届出区域を区別する判断基準はどんなことですか。

A-24

土壌汚染による健康被害のおそれがある場合は要措置区域とし、健康被害のおそれがない場合は形質変更時要届出区域となります。

※ 「健康被害のおそれがある場合」とは、下記の①もしくは②に該当し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていない場合を指します。

- ① 土壌溶出量基準に適合せず、周辺の地下水が飲用に利用されている場合
- ② 土壌含有量基準に適合せず、一般の人が立ち入ることが出来る状態にある区域

Q-25

区域指定（要措置区域及び形質変更時要届出区域）に要する日数は何日くらいですか。

A-25

行政事務手続き（地下水が飲用されているかの調査等）で1ヶ月程度かかります。

尚、行政事務手続きとは、周辺での地下水の飲用利用の有無の確認や区域指定について公報へ掲載する作業等となります。

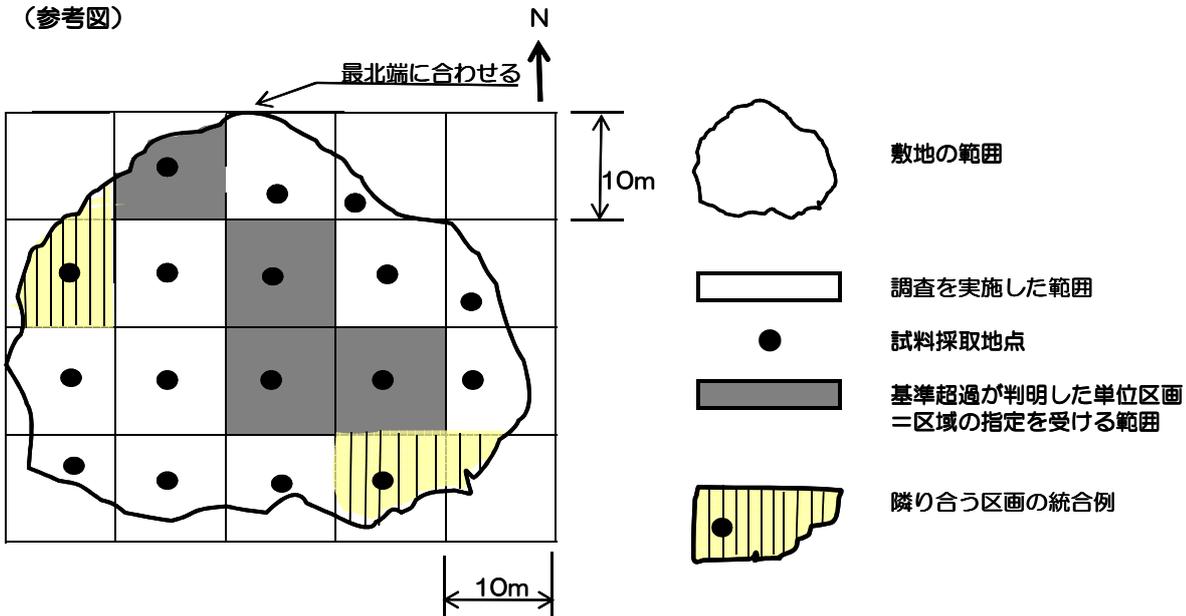
Q-26

区域指定される区域は具体的にどのように指定されますか。

A-26

原則として、基準の超過が判明した単位区画（10mメッシュ=100m²）もしくは、汚染があるとみなす（調査の全部又は一部を省略した場合等）区画について指定することとなります。このため、敷地内に指定区域が点在した状態となる場合もあります。

（参考図）



尚、敷地端部の不整形地については、隣り合う区画と統合することが可能で、1つの単位区画とすることができます。ただし、その合計面積が130m²以下であり、かつ、統合した単位区画の長軸が20m以下であることが条件となります。詳しくは、（社）土壤環境センター発行の「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（暫定版）」を参照してください。

[戻る](#)

VI 汚染土壌搬出について

Q-27

汚染土壌を区域外に搬出する場合の届出は、いつまでに行わなければなりませんか。

A-27

汚染土壌を要措置区域又は形質変更時要届出区域から搬出する場合は、着手する日の14日前までに届出なければなりません。

Q-28

汚染土壌を区域外に搬出する場合の届出者は、誰になりますか。

A-28

基本的には、発注者が届出者となります。届出者は汚染土壌を搬出する計画を決定する者であり、発注者、受注者間では発注者が該当し、土地所有者とその土地を借りて事業を行う開発事業者の間では開発事業者が該当します。

Q-32

愛知県内、名古屋市内で汚染土壌処理業の許可業者はありますか。

A-32

愛知県では、平成22年6月30日現在、3業者が許可を取得しています。
個別の許可業者名はここでは公表できませんので、それぞれ行政にお問い合わせください。
(愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市内)
その他、環境省ホームページ掲載の”許可業者一覧”を参照されることも参考となります。
<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/gyousya.pdf>

Q-33

汚染土壌を処理する場合、建設廃棄物処理と同様に委託契約を締結する必要がありますか。

A-33

法による委託契約書の締結は、義務付けられていません。
しかし、搬出の届出書類に「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者が、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類」の添付が求められているため、結果的に委託契約書が必要になりますので、委託契約の締結をお勧めします。

Q-34

汚染土壌を処理施設で処理する場合、処理完了の管理票を戻すまでの日数に期限がありますか。

A-34

運搬、処理それぞれの工程に日数の最長が定められていますので、管理票の返送に関する制限はあります。
先ず、運搬に関しては搬出の日から30日以内の運搬終了、終了後10日以内の管理票返送となっているため、搬出の日から40日以内に運搬終了した旨の報告が必要となります。従って、40日を越えて運搬終了の管理票が返送されない場合は行政へ届出なければなりません。
次に、処理に関しては搬入の日から60日以内に処理を終了することとされ、処理終了後10日以内に管理票を交付者へ返送する必要があります。従って、前述のとおり運搬に関する期限である搬出の日から30日以内に運搬を終了することとあわせて、処理の終了を報告する管理票の返送は100日以内となります。
従って、100日を越えても処理終了の管理票が返送されない場合は、行政に届出なければなりません。

Q-35

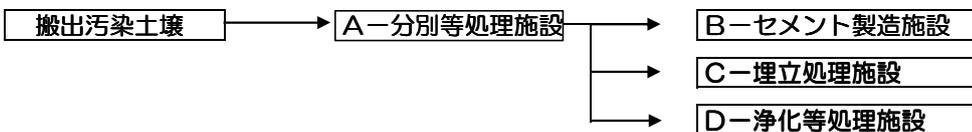
汚染土壌の搬出計画を届出した場合、行政による指導、立会い、処理完了確認等ありますか。

A-35

届出内容が運搬基準や委託義務などの基準に違反していると認められる場合、届出を受けた日から14日以内に知事による計画変更命令が発出されることとなります。
また、必要に応じ、知事による立入や報告徴収がなされることがあります。

Q-36

次の場合、A、B、C、Dは処理業許可が必要ですか。



A-36

A、B、C、Dとも処理業許可が必要です。

Ⅶ 指定区域から搬出する廃棄物について

Q-37

要指定区域等で施工する杭工事から発生する汚泥を搬出する場合は、どのような規制を受けますか。

A-37

法を補完する通知^{*}では、「要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土地の土壌について、含水率が高く泥状のものであっても汚染土壌として取り扱われたい。」と、されています。

このため、当該「泥状物質」を搬出する場合は、汚染土壌として、土壌汚染対策法の規定により、適切に処理（運搬基準の遵守、管理票の使用、許可業者への委託等）することが求められます。

なお、状況によっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の適用を受けるケースも考えられますので、具体的事例で各自治体の廃棄物処理法担当課に確認されることをお勧めします。

※ 法を補完する通知：土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について
環水大土発第100305002号 平成22年3月5日 都道府県知事・政令市長宛 環境省水・大気環境局長発

Q-38

要措置区域等からコンクリートガラを含む汚染土壌を搬出する場合は、どうしたらいいですか。

A-38

コンクリートガラ自体は、産業廃棄物であり、産業廃棄物である「がれき類」混じりの汚染土壌として、土壌汚染対策法及び廃棄物処理法の双方の規定を遵守し、搬出・処理する必要があります。

尚、がれき類混じり汚染土壌は、コンクリートガラと汚染土壌にできる限り、区域内(現地)で分別し、コンクリートガラは廃棄物処理法、汚染土壌は土壌汚染対策法に基づき適正に処理するようにしてください。

[戻る](#)

Ⅷ 罰則について

Q-39

土壌汚染対策法、県条例、市条例に違反した場合の罰則はありますか。

A-39

法においては、

- ① 届出義務違反、運搬基準違反や管理票に関する規定違反等は、3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ② 報告義務違反、命令違反や要措置区域内で禁止される形質変更を行った場合等は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ③ その他の罰則 が、規定されています。

愛知県条例では、

汚染の除去等の措置命令違反の場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

名古屋市条例では、

汚染拡散防止措置命令違反の場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

[戻る](#)

Ⅸ ガソリンスタンドの跡地について

Q-40

ガソリンスタンド跡地で工事を行う場合、調査や法・条例にもとづく届出等必要ですか。

A-40

ガソリンスタンドは、一般的に法で規定する有害物質使用特定施設が設置されていないため、3,000m²以上の土地の形質変更を伴わない場合は、法の調査義務は発生しないものと考えられます。

しかし、愛知県、名古屋市とも条例によって、ガソリンスタンドを、特定有害物質等取扱事業者としているため、愛知県においては平成22年10月1日以降、ガソリンスタンド等（地下タンクでガソリンを取り扱う者）の事業所廃止時には調査が義務付けられます。

一方、名古屋市においては500m²以上の土地改変時には調査義務が生じます。

また、土地改変が500m²に満たない場合であっても、自主的にベンゼン等を対象とした土壌調査を実施し、土壌汚染等処理基準に適合しない土壌・地下水汚染が確認された場合には、速やかに名古屋市に報告しなければなりません。

尚、名古屋市では平成22年3月まで、ガソリンスタンドを特定有害物質取扱事業者としていませんでしたが、平成22年4月1日より、特定有害物質取扱事業者として、その扱いを変更していますので、注意してください。

Q-41

改正愛知県条例（10月1日施行予定）において、ガソリンスタンド廃止時に、調査義務を課すとのことですが、名古屋市の場合はどのようになりますか。

A-41

県条例のこの規定は、名古屋市内は適用除外です。

しかし、市条例に基づき、500m²以上の土地改変時には調査義務が課されます。（A-40も参照してください。）

Q-42

改正愛知県条例第39条第2項で、「ガソリンスタンド等は、事業所の廃止時に調査義務化」とありますが、廃止時とはどの時点を示しますか。具体的に以下の状況ではどの時点が考えられますか。

① 廃止届けを消防署に提出した後、店舗として利用する場合

② 建屋を解体し駐車場にする場合

例： 消防に廃止届けを提出した時

建屋を解体した時（土間は残した状況）

土間コンを撤去したとき

A-42

①又は②に単純に区分できるものでなく、ガソリンスタンドとしての営業を終了した場合や建屋を解体した場合であっても、同一の場所で引き続き事業を行っている場合は調査義務は生じず、当該事業所を廃止する際に調査義務が課されます。（なお事業所を廃止する前に調査することは、望ましいものであり、調査後に特定有害物質の取り扱いがない場合は、事業所の廃止時に改めて調査を行う必要はありません（報告は必要です）。）

Q-43

改正愛知県条例の特定有害物質等取扱事業者にガソリンスタンドが例示されていますが、条例では、特定有害物質に該当していない油分についても調査・対策を求めることになりますか。

A-43

県条例は、特定有害物質による土壌・地下水汚染を対象としており、いわゆる油分は、特定有害物質（ベンゼン、テトラクロロエチレン等）に、含まれないため、条例に基づく調査や対策を求められることはありません。

（土壌汚染対策法も同じ考え方です。）

尚、特定有害物質に含まれる物質の使用があった場合は、調査義務等が生じます。

参考：「油汚染ガイドライン（平成18年3月環境省 水・大気環境局土壌環境課）」

[戻る](#)

X その他

Q-44

水質汚濁防止法の特定施設を設置しており、廃止していない愛知県内の特定有害物質等取扱事業者が、土壤汚染により健康被害が生じるおそれがあると知事から調査命令を受けていない敷地内で3,000m²未満の土地の形質変更を計画する場合、法などによる届出等は必要ですか。

A-44

特定有害物質等取扱事業者であっても、有害物質使用特定施設の廃止や、3000m²以上の土地の形質変更がなく、当該土地の土壤汚染による健康被害を、生ずるおそれが認められない場合は、法による調査義務は生じません。なお、法の規定に基づかず調査を自主的に実施し、土壤汚染が判明した場合は、法第14条に基づき要措置区域等として指定されることを申請することができます。

一方、県条例では特定有害物質等取扱事業所における、土壤・地下水調査を努力義務として規定しています。また、特定有害物質等取扱事業所において土壤・地下水汚染のおそれがあると認める場合は、知事が調査を求めることがあります。なお、平成22年10月1日以降は、特定有害物質等取扱事業所の廃止時に調査が義務付けられます。

又、名古屋市条例では、特定有害物質等取扱事業者が工場等の敷地において500m²以上の土地を改変する場合は、土壤及び地下水の汚染状況を調査し、結果を報告する義務があります。

なお、調査を行う場合は、あらかじめ調査計画書を作成し、市長に届け出なければなりません。

Q-45

使用履歴が無く自然由来の可能性が高い砒素、フッソ、鉛等の重金属類を調査せず搬出し、搬入先で砒素等による汚染が発見された場合の責任の所在は、搬出元、搬入先どちらになりますか。

A-45

自然的原因による土壤汚染については確実に把握することが困難な場合もあり、基本的に土に関する責任は土地所有者等にあることから、トラブル回避のため、持ち込まれる土の分析を含め搬出元、搬入先双方で合意しておくことが必要です。

尚、自然由来の汚染土壌は、従来、法の対象外でしたが自然由来であっても、それが搬出されることで、区域外に汚染が拡散するおそれが生ずることから、今回の改正により法の対象となりました。（通知）

Q-46

自主調査で汚染が発見され、行政に報告した場合、自動的に区域指定されますか。

A-46

自主調査によって発見された汚染が報告された場合、公表の対象にはなりますが、自動的に区域指定を受けることはありません。法第14条に基づく区域指定の申請をした場合のみ、調査内容を確認の上、要措置区域等に指定されることとなります。

Q-47

名古屋市内の特定有害物質等取扱事業者が敷地内で下図の土地改変を計画している。
この場合、どのような届出が必要になりますか。



A-47

掘削・盛土合計2,900m²となっていますので、法による届出は必要ありません。名古屋市条例の大規模土地改変者（3,000m²以上の土地改変）の3,000m²の考え方においても法と同様の考え方となっています。（A-1参照）。

しかし、名古屋市条例第55条に基づく特定有害物質等取扱事業者の500m²以上の土地の改変には該当するため、土壌及び地下水の汚染状況を調査し、その結果を市長に報告する義務があります。

なお、調査を行う場合は、あらかじめ調査計画書を作成し、市長に届け出なければなりません。（A-44参照）

Q-48

行政が造成した土地を購入し、建設工事を着手する前に自主調査した結果、汚染が発見された。
この場合、汚染の除去費用負担は誰になりますか。

A-48

汚染の除去等の措置については、法や県条例などの規定では、当該汚染により健康被害を生ずるおそれがある場合に限り義務付けられているものであり、その場合の費用負担についても、土地所有者もしくは汚染原因者に負担させるものとなっています。その他の場合については、売買時の契約等に基づき決められるものと考えます。

Q-49

道路土工など、公共工事の場合、発注者が土の採取や土壌分析をすることになりますか。

A-49

土の採取を含め、土壌分析等の調査が必要な場合は、事前に発注者が調査していることもあり、受注者が特記仕様書等にもとづき調査する場合もあるなど、工事ごとに状況が異なることが考えられますので、それぞれ発注者に確認する必要があります。

法や県条例の規定では、3000m²以上の土地の形質の変更時であって、当該土地に汚染のおそれがある場合には土地所有者に対し調査命令などがなされます。

Q-50

3,000m²以上の盛土のみを施工し、その後その土を掘削し他に移動する場合、届出等必要ですか。

A-50

最初に盛土を行い、それと一体の工事の中で掘削を行う場合は、盛土を行う前の地表からの深さが形質の変更に係る部分の深さとなるため、盛土部分のみの掘削であれば届出等は必要ありません。

尚、一体の工事でない場合は、掘削が50cm以上であれば届出等が必要です。

詳しくは、A-2及びA-6を参照してください。

Q-51

自主調査によって、自然由来の可能性が高い砒素、フッ素等が指定基準をわずかに超過した場合、対策（不溶化等の拡散防止措置）せず、そのまま埋め戻した場合は法・条例違反となりますか。

A-51

自主調査結果、基準の超過が確認された場合であっても、法、県条例とも報告や措置等について義務を課してはいません。

しかし、そのまま放置することは汚染の拡散につながる恐れもありますので、行政に報告し、適切な汚染拡散防止措置を講ずることをお勧めします。

Q-52

汚染濃度に応じた拡散防止方法がありますか。

A-52

対策は汚染物質の種類、濃度、土地利用計画の内容、費用、時間等を総合的に判断して決定するものであり、具体的事例で行政等に相談してください。

Q-53

過去の自主調査（2007年ごろ）においてフッソの基準オーバーが判明しており、現在、観測井戸を設置し自主的に地下水分析している。特に地下水に問題ないが、このような事例の場合、H22年10月以降、県に届出する必要がありますか。当時、県に相談したときは、受け付けしていただけませんでした。

A-53

自主調査で土壌・地下水汚染が判明した場合、県条例で努力義務として報告を行うこととしています。

なお、土壌・地下水汚染の有無を判断するためには、法や県条例で定める方法に準じた調査が必要であることから、調査が不十分である場合等は報告を受けつけていません。

名古屋市では自主調査の結果、汚染土壌又は地下水汚染が発見された場合、「土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針」に基づき、その内容を速やかに市長に報告することを指導しています。

Q-54

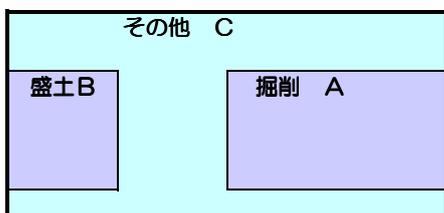
名古屋市条例では特定有害物質等の取り扱いがある（又は、取り扱いがあった）事業所の土地を500m²以上改変する場合は、届出が必要とのことですが、500m²の考え方はどのようになりますか。

A-54

特定有害物質取扱事業者が設置している工場等の敷地において、500m²以上の土地の改変を行う場合は、土壌及び地下水汚染の状況を調査し、その結果を市長に報告することが名古屋市条例第55条で義務付けられています。調査の対象となる土地は、土地改変を行う一団の事業計画に係る範囲で、具体的には、下図のとおり事業計画面積＝掘削A＋盛土B＋その他C となります。

なお、調査を行う場合は、あらかじめ調査計画書を作成し、市長に届け出なければなりません。

※ 事業計画面積：掘削 A＋盛土 B＋その他 C



[戻る](#)

(参 考)
行政担当お問い合わせ窓口

<愛知県内>

愛知県	環境部	水地盤環境課	052-954-6225
名古屋市	環境局	地域環境対策部 地域環境対策課	052-972-2677
豊橋市	環境部	環境保全課	0532-51-2390
岡崎市	環境部	環境保全課	0564-23-6194
一宮市	環境部	環境保全課	0586-45-7185
春日井市	環境部	環境保全課	0568-85-6217
豊田市	環境部	環境保全課	0565-34-6628

<三重県内>

三重県	環境森林部	水質改善室	059-224-3145
四日市市	環境部	環境保全課	059-354-8189

<岐阜県内>

岐阜県	環境生活部	地球環境課	058-272-8230
岐阜市	自然共生部	自然環境課	058-267-1382

<静岡県内>

静岡県	くらし・環境部環境局	生活環境課	054-221-2268
静岡市	環境局環境創造部	環境保全課	054-221-1359
浜松市	環境部	環境保全課	053-453-6144
沼津市	生活環境部	環境政策課	055-934-4740
富士市	環境部	環境保全課	0545-55-2775

環境省ホームページ 土壌関係 土壌汚染対策法より転記（平成22年7月現在）

[戻る](#)